

静岡県告示第311号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年4月11日から起算して15日間、南駿河湾漁業協同組合地頭方支所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 発起人の住所氏名

静岡県牧之原市地頭方15-2	原崎 康夫
静岡県牧之原市地頭方1173	杉山 裕巳
静岡県牧之原市地頭方1-135	松浦 智美
静岡県牧之原市新庄25-12	大橋 康夫
静岡県牧之原市落居58-1	中山 智輝

2 加入区

地頭方加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

南駿河湾漁業協同組合